

# 新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆さんへ

## 「ひとり親世帯臨時特別給付金」および「海田町ひとり親家庭子育て応援金」について

こども課 ☎823-9227 823-9627

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯は、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身などに生じていることを踏まえ、ひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金を支給します。

また、町独自の支援策として、海田町ひとり親家庭子育て応援金を併せて支給します。

|       | ひとり親世帯臨時特別給付金                                                                                                                                                                                                                                                                      | 海田町ひとり親家庭子育て応援金                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象者 | <p><b>(基本給付)</b><br/>次の(1)～(3)のいずれかに該当する人<br/>(1)令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人<br/>(2)公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人<br/>(3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人</p> <p><b>(追加給付)</b><br/>(基本給付)の(1)または(2)に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人</p> | <p>ひとり親世帯臨時特別給付金の(基本給付)(1)～(3)のいずれかに該当する人</p>    |
| 給付額   | <p><b>(基本給付)</b><br/>1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p><b>(追加給付)</b><br/>1世帯5万円</p>                                                                                                                                                                                                      | 1世帯2万円                                                                                                                               |
| 支給手続き | <p><b>(基本給付)</b><br/>◆<b>支給対象者(1)</b><br/>申請は不要です。8月中旬～下旬に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。</p> <p>◆<b>支給対象者(2)(3)および(追加給付)</b><br/>申請が必要です。申請内容などを確認して指定口座に振り込みます。</p>                                                                                                              | <p>①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人の申請は不要です。7月3日(金)に児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。</p> <p>②①以外の方は、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請をしていただき、申請内容などを確認して指定口座に振り込みます。</p> |

※「ひとり親世帯臨時特別給付金」および「海田町ひとり親家庭子育て応援金」の受給を拒否する人は届出書の提出が必要になりますので、こども課(役場1階)へ連絡してください。

※「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象者(2)(3)および(追加給付)に該当すると思われる人や不明な点がある人は、こども課へ問い合わせください。

## 地域の店舗を応援しよう！ 海田町地域経済応援クーポンを配布します

魅力づくり推進課  
☎823-9234  
823-9203

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、影響を受けた地域経済の活性化および地域の皆さんへの生活支援を目的として、町内で利用可能な海田町地域経済応援クーポンを配布します。

配布物◆1,000円以上の支払いで利用可能な500円割引のクーポンを町内1世帯当たり10枚(5,000円分)配布します。

配布対象者◆町内全世帯(令和2年7月1日時点)  
使用可能期間◆7月9日(木)～9月30日(水)  
取り扱い店舗◆町内の登録店舗(随時募集中)  
海田町ホームページで随時更新しています。  
<http://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/116228.html>



登録を希望する事業者は折込チラシを確認するか海田町ホームページへ。  
<http://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/116237.html>



### 注意事項◆

- ①クーポンは使用可能期間内(7月9日(木)～9月30日(水))に使用してください。
- ②クーポンは海田町内の取扱店舗でのみ使用可能です。
- ③盗難、紛失、滅失などの場合、海田町は責任を負いません。
- ④取扱店印欄に押印、記入済みのものは使用できません。
- ⑤クーポンの交換、売買、現金との交換、金融機関への預け入れ、電子マネーなどのチャージには利用できません。
- ⑥たばこ、換金性の高いもの(有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなど)、出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など)、不動産に係る支払いには利用できません。
- ⑦事業に関わる支払い(原材料、機器類および仕入など)には利用できません。
- ⑧その他事業の目的に沿わないと認められる支払いや購入には使用できません。

## 海田町事業継続応援金の申請は7月31日(金)までです

魅力づくり推進課 ☎823-9234 823-9203

売上に大きく影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える「海田町事業継続応援金」を給付しています。

申請は、令和2年7月31日(金)(郵送の場合、当日消印有効)までです。期限を過ぎてからの申請は受け付けられません。

※くわしい給付要件や申請方法は、申請要領を確認してください。

申請要領、申請書の入手について◆海田町ホームページでダウンロードするか、魅力づくり推進課(役場3階)または広島安芸商工会の窓口でも配布をしています。



## 海田町出産育児応援金について

保健センター  
☎823-4418 823-0020

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し不安を抱える中で、出産を迎えた保護者を支援するため、出産育児応援金を支給します。個別に申請書類を郵送しますが、至急応援金を受け取りたい人などは、保健センターへ問い合わせてください。



対象者◆次の①②のいずれにも該当する人

- ①申請日時点で町に住民登録がある人
- ②令和2年4月28日～令和2年12月31日までに生まれた子どもの保護者

支給額◆子ども一人につき1万円

申請期限◆令和3年2月28日(日)まで(当日消印有効)

※申請期限を過ぎてからの申請は受け付けることができません。

※感染予防のため、申請は郵送で受け付けます。